【国公立】令和7年度 熊本県奨学のための給付金募集案内

- 給付金は支給されるものであり、返還の必要はありません。
- 奨学金や就学支援金と一緒に利用することができます。
- ※前倒し給付を受けられた方も、7月以降の給付はあらためて申請が必要です。

1 給付対象者

令和7年7月1日(基準日)時点で、次の要件すべてに該当する世帯が対象です。

要件 □ 次のいずれかの世帯 ①高校生等生徒本人が生活保護(生業扶助)を受けている世帯 ②非課税世帯(道府県民税所得割及び市町村民税所得割) 保 ③105,500 円未満(道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計) 護 の世帯(生徒が専攻科のみ) 者 ④264,500 円未満(道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計) かつ扶養する子が3人以上いる世帯 (生徒が専攻科のみ) П 熊本県内に在住 高等学校等就学支援金の対象校に在学している 牛 徒 児童福祉法の措置費等の支給を受けていない





対象者:1,2,3年生

2 給付金額

	世帯区分	学校区分	金額
ア	高校生等本人が生活保護(生業扶助)を受けている世帯	全日制・定時制	32, 300円
			(24, 225円)
1	非課税世帯(道府県民税所得割及び市町村民税所得割)	全日制・定時制	143,700円
			(107,775円)
ゥ	非課税世帯(道府県民税所得割及び市町村民税所得割)	通信制	50, 500円
			(37, 875円)
I	非課税世帯(道府県民税所得割及び市町村民税所得割)	専攻科	50, 500円
			(37, 875円)
オ	105,500円未満(道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計)	専攻科	10, 100円
	の世帯 (世帯区分工の世帯を除く)		(7, 575円)
カ	264,500円未満 (道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計)	専攻科	10, 100円
	かつ扶養する子が3人以上いる世帯(世帯区分工及びオを除く)		(7, 575円)

^()内の金額は、前倒し給付を受けた場合の金額になります。

専攻科のオ・カ以外の課税世帯は対象外です。

※ただし、保護者等の収入が激減している場合は、家計急変による申請ができる場合があります(別紙参照)。

3 申請書類

	世帯区分			
書類名	生活保護	非課税	課税	
	(ア)	(イ、ウ、エ)	(オ、カ)	
熊本県奨学のための給付金申請書	0	0	0	
通帳の写し(コピー)	0	0	O	
※金融機関、支店、預金種類、口座番号、口座名義フリガナが記載されている見開きページ	O	O		
保護者全員の「所得確認書類」※4を参照ください。	_	0	0	
生徒本人の生活保護(生業扶助)受給に関する証明書	0	_	-	
在学証明書	熊本県外の公立学校の場合のみ			
その他の書類(委任状等)	申請者と振込口座名義が異なる場合等			

4 所得確認書類

保護者等全員分の<u>令和7年度</u>の道府県民税<u>所得割額</u>及び市町村民税<u>所得割額</u>が確認できる 書類のうち次の①~⑤のいずれか1つ

<u> </u>						
	所得確認書類					
1	「マイナンバーカードの写し」、「個人番号カード(写)等貼付台紙」、「調査等同意書」					
2	「マイナンバーが記載された住民票等の写し」、「個人番号カード(写)等貼付台紙」、「調査等同意書」					
3	「令和7年度 課税・所得証明書」(市町村役場で発行)※世帯分 (市町村役場で発行)					
4	「令和7年度 特別徴収額の決定・変更通知書」(勤務先から配付)					
5	「令和7年度 納税通知書」(自営業の場合に市町村から送付)					

- ① ②のマイナンバーで申請した場合でも、課税証明書等の提出を求めることがありますので御了承ください。
- 5 申請期限・提出先・問合せ先

【県内の高等学校等に在籍する場合】

‡	是占	出期	限	年 月 日()
į	是	出	先	〇〇高等学校 担当:△△
ì	車	絡	先	***-***

※保護者等が県外にお住まいの場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

各都道府県の問い合わせ先は、文部科学省HPに掲載されています。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm

【県外の高等学校等に在籍する場合】

令和7年7月31日(木)までに、熊本県庁高校教育課修学支援班へ提出してください。

- 〒862-8609 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県教育庁県立学校教育局 高校教育課 修学支援班 「奨学のための給付金」担当 TEL 096-333-2675
- ◆申請書類は熊本県のホームページからダウンロードできます。

https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/9171.html

奨学のための給付金 Q&A

Q1 申請したら必ず全員に給付されますか?

A1 給付要件を満たし、かつ、申請書類に不備がなく、審査の結果、交付を決定した場合に給付されます。

Q2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは何ですか?

A 2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは、道府県民税及び市町村民税のうち、1年間の 所得に応じて決まる税額のことです。市町村が発行する課税証明書等で確認することができます。

旧足锐	均等割額		士兄 粉瘤	均等割額	CHECK
県民税	所得割額	CHECK	市民税額	所得割額	

Q3 確定申告をしていませんが、どうすればいいですか?

A 3 確定申告をしていない場合、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を確認することができないため、申請はできません。お住まいの市町村役場にて道府県民税及び市町村民税の申告をした上で課税証明書の交付を受けるか、もしくは同様の手続きを行いマイナンバーでの申請を行ってください。

Q4 課税証明書等又はマイナンバーは同居している祖父母等も必要ですか?

A 4 原則として、親権者の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額により判断しますので、祖父母等の課税証明書等又はマイナンバーは必要ありません。親権者が父母の場合は2名分のみ提出してください。

Q5 保護者等が海外赴任のため課税証明書が発行できません。このような場合も対象になりますか?

A 5 海外赴任等で日本国内に住所を有しない場合(所得確認ができない場合)は、給付対象外です。

Q6 休学している場合は給付金の対象になりますか?

A6 給付金が交付される年度の4月から3月まで(入学年度においては入学日の属する月から3月まで)の1年間休学する場合を除き、給付金の対象となります。

Q7 退学した場合は給付金を返還する必要はありますか?

A 7 給付金は、認定基準日時点で判断します。認定基準日以降の世帯状況等の変化、休学や退学などにより給付金を返還する必要はありません。

Q8 子どもは県内の高校に在学、保護者は県外に住んでいます。熊本県に申請できますか?

A8 給付金の申請は、保護者等の住所がある都道府県に対して行います。 申請手続きの詳細については、お住まいの都道府県へお問い合わせください。